

文教福祉常任委員会会議記録

日 時 令和元年9月12日（木曜日）

午前10時 1分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午前11時 3分 散会

付託事件

議案第71号、議案第76号、議案第77号、議案第78号、議案第80号中第1表中歳出中第3款及び第10款中文教福祉委員会所管分、報告第65号、令和元年請願第2号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第71号 水戸市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- ② 議案第76号 水戸市立見川小学校増改築工事請負契約の締結について
- ③ 議案第77号 水戸市立見川小学校増改築電気設備工事請負契約の締結について
- ④ 議案第78号 水戸市立見川小学校増改築機械設備（空調）工事請負契約の締結について
- ⑤ 議案第80号 令和元年度水戸市一般会計補正予算（第4号）中第1表中歳出中第3款（民生費）及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分
- ⑥ 報告第65号 専決処分について（水戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例）

(2) 請願審査

- ① 令和元年請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書提出を求める請願

2 出席委員（7名）

委員長	鈴木宣子君	副委員長	綿引健君
委員	土田記代美君	委員	木本信太郎君
委員	後藤通子君	委員	袴塚孝雄君
委員	田口米蔵君		

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	秋葉宗志君		
保健福祉部長 兼福祉事務所 長	大曾根明子君	保健福祉部 副部長兼 福祉事務所 副所長	田中誠一君
保健福祉部 技監	前田亨君	福祉事務所 参事兼 福祉総務課長	小山忠君

福祉事務所 参事兼 子ども課長	柴 崎 佳 子 君	保健福祉部 参事兼 国保年金課長	川 津 英 臣 君
生活福祉課長	櫻 井 学 君	障害福祉課長	平 澤 健 一 君
高齢福祉課長	野 口 奈 津 子 君	介護保険課長	荻 沼 学 君
保健センター 所 長	小 林 か お り 君	保健所準備 課 長	小 林 秀 一 郎 君
消 防 長	小 泉 直 紀 君	消 防 次 長	石 川 隆 君
消防本部参事	鈴 木 豊 君	消防本部参事	小 林 光 宏 君
北 消 防 署 長	大 内 康 弘 君	南 消 防 署 長	勝 村 俊 則 君
消防総務課長	箕 輪 重 美 君	火災予防課長	櫻 井 祐 一 君
消防救助課長	青 木 剛 君	救 急 課 長	石 田 宏 一 君
教 育 長	本 多 清 峰 君	教 育 部 長	増 子 孝 伸 君
教育委員会 事務局教育部 参 事	橋 義 孝 君	教育委員会 事務局教育部 参 事 兼 教育企画課長	三 宅 修 君
教育委員会 事務局教育部 参 事 兼 幼児教育課長	鈴 木 功 君	教育委員会 事務局教育部 参 事 兼 放 課 後 児 童 課 長	菊 池 浩 康 君
総合教育研究 所 長	萩 谷 孝 男 君	学校管理課長	鎮 目 英 俊 君
学校保健給食 課 長	大 和 敦 子 君	学校施設課長	和 田 英 嗣 君
生涯学習課長	野 澤 昌 永 君	歴史文化財 課 長	白 石 嘉 亮 君
中央図書館長	松 本 崇 君	総合教育 研究所副所長	小 川 佐 栄 子 君

6 事務局職員出席者

議 事 課 長	永 井 誠 一 君	書 記	嘉 成 将 大 君
---------	-----------	-----	-----------

午前10時 1分 開議

○鈴木委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

さきの本会議において当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表(1)及び請願文書表(1)のとおり、議案第71号ほか5件、それに請願1件であります。

それでは、審査の進め方についてお諮りいたします。委員会の審査日程が2日間となっておりますので、本日は、まず執行部に提出議案等の説明を求め、次に、順次質疑を行いまして、明日、御意見等を伺った後、採決を行い、しかる後に請願の審査を行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第71号ほか5件を一括議題としたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、これより執行部から、順次、提出議案等の説明を願います。

なお、8月22日の当委員会で請求いたしました資料につきまして、本日、執行部から提出を受けておりますので、議案の説明とあわせて説明願います。

初めに、議案第71号 水戸市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

青木消防救助課長。

○青木消防救助課長 議案書①、5ページをお開きください。

市議会議案第71号 水戸市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、消防本部消防救助課提出の参考資料にて御説明いたします。

1の改正理由につきましては、成年被後見人の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により地方公務員法が改正され、一般職の地方公務員に係る欠格条項が改正されたことを踏まえ、特別職の地方公務員である消防団員の欠格条項につきましても同様の見直しを行うため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容につきましては、成年被後見人及び被保佐人は、消防団員となることができないとする規定を削除するものでございます。

3の施行期日につきましては、令和元年12月14日とするものでございます。

2ページ以降に新旧対照表、参照条文を添付してございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

○鈴木委員長 次に、議案第76号 水戸市立見川小学校増改築工事請負契約の締結についてでございますが、議案第77号 水戸市立見川小学校増改築電気設備工事請負契約の締結について及び議案第78号 水戸市立見川小学校増改築機械設備(空調)工事請負契約の締結についてにつきましても、関連がございます

ので、これらの議案を一括して説明を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、和田学校施設課長。

○和田学校施設課長 それでは、議案書①、15ページをお開きいただきたいと思います。

市議会議案第76号 水戸市立見川小学校増改築工事請負契約の締結につきまして御説明いたします。

1の工事名につきましては、水戸市立見川小学校増改築工事、2の契約金額につきましては、14億9,600万円でございます。3の契約の相手方につきましては、コスモ・東洋・関口特定建設工事共同企業体、代表者は、水戸市けやき台2丁目13番地2、コスモ総合建設株式会社、代表取締役、池田勇夫でございます。構成員は、代表者のほか、水戸市袴塚1丁目4番17号、東洋工業株式会社、代表取締役、尾曾正人及び水戸市新原2丁目4番33号、株式会社関口工務店、代表取締役、関口宏でございます。構成員の出資割合につきましては、代表者のコスモ総合建設株式会社が50%、構成員の東洋工業株式会社が30%、株式会社関口工務店が20%となっております。

次に、17ページをお開き願います。

市議会議案第77号 水戸市立見川小学校増改築電気設備工事請負契約の締結につきまして御説明いたします。

1の工事名につきましては、水戸市立見川小学校増改築電気設備工事、2の契約金額につきましては、1億6,643万円でございます。3の契約の相手方につきましては、藤・アンペル特定建設工事共同企業体で、代表者は、水戸市河和田町4384番地、藤電気株式会社、代表取締役、鈴木覺でございます。構成員は、代表者のほか、水戸市堀町135番地3、株式会社アンペル、代表取締役、宇都宮淳でございます。構成員の出資割合につきましては、代表者の藤電気株式会社が70%、構成員の株式会社アンペルは30%となっております。

次に、19ページをお開き願います。

市議会議案第78号 水戸市立見川小学校増改築機械設備（空調）工事請負契約の締結につきまして御説明いたします。

1の工事名につきましては、水戸市立見川小学校増改築機械設備（空調）工事、2の契約金額につきましては、1億5,840万円でございます。3の契約の相手方につきましては、菊地・小河原特定建設工事共同企業体で、代表者は、水戸市石川4丁目4030番地の11、菊地設備工業株式会社、代表取締役、富田孝でございます。構成員は、代表者のほか、水戸市青柳町900番地の5、小河原設備工業株式会社、代表取締役、穂本裕介でございます。構成員の出資割合につきましては、代表者の菊地設備工業株式会社が70%、構成員の小河原設備工業株式会社が30%となっております。

次に、詳細につきましては、別紙で配付させていただいております学校施設課提出の資料①で御説明いたします。

資料の2ページをお開き願います。

ページ中段でございます、（参考）といたしまして、全体工事概要をお示ししております。

建物構造は、鉄筋コンクリート造4階建て、延べ面積は6,768.37平方メートルでございます。
保有教室等は、普通教室24室、特別教室11室のほか、記述の管理諸室等を整備してまいります。
続いて、3ページは改築前の配置図でございます。

ページの左下でございます凡例のうち①から⑥までの建物について、現在解体を終えている状況でございます。

ページを返していただきまして、4ページでございます。

改築後の配置図におきまして、実線で描かれております中学校校舎、屋内運動場、武道場、さらに図面右下でございます幼稚園の仮園舎が完成しております、現在使用を開始しております。本工事におきまして実施いたします小学校校舎は黒く塗り潰している箇所でございます。

ページを3ページに戻していただきまして、本工事で小学校校舎が完成いたしました後には、図上の⑦以降の建物を順次解体していく予定でございます。

再度4ページをお開きいただきまして、図上右下部分の点線表記につきましては、先ほど御説明いたしました⑦以降の解体が終わった後に整備する予定でございます。

続きまして、5ページの1階平面図をごらんください。

グラウンドに面した南側に昇降口や職員室など、北側に開放学級などを設けております。また、開放学級の面するホールの左側を、既に完成している屋内運動場1階部分でございます給食室と接続させまして、完成後はこちらから各階へ給食を運ぶ予定でございます。

続きまして、6ページから8ページにつきましては、2階、3階、4階平面図でございます。

全体のレイアウトといたしましては、南側に普通教室を配置し、北側に特別教室を設け、廊下をコの字で結び、各室への動線を確保しております。また、3階部分の左側中央部におきまして、既に完成しております屋内運動場への連絡動線も確保しております。

続きまして、9ページに南側、西側の立面図、10ページに北側、東側の立面図でございます。

11ページ以降に一般競争入札調書を添付してございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

続きまして、本工事の入札における失格項目について、学校施設課提出の資料②で御説明いたします。

本工事の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の失格基準価格及びその算定基準につきまして、各工事別にお示ししております。当該3工事の一般競争入札におきまして、失格基準に該当した特定建設工事共同企業体はございませんでした。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第80号 令和元年度水戸市一般会計補正予算（第4号）中第1表中歳出中第3款（民生費）及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分について、執行部から順次説明願います。

初めに、第3款民生費、2項児童福祉費について、平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 それでは、議案書①の23ページをお開き願います。

市議会議案第80号 令和元年度水戸市一般会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

内容につきましては、議案書②令和元年度補正予算に関する説明書により御説明をいたします。

議案書②の4ページ、5ページをお開き願います。

第3款民生費，2項児童福祉費，1目児童福祉総務費につきましては，平成30年度の国庫支出金の精算に伴う返還金5,834万4,000円の補正措置を講ずるものでございます。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に，3項生活保護費について，櫻井生活福祉課長。

○櫻井生活福祉課長 続きまして，3項生活保護費，1目生活保護総務費につきましては，国の生活保護費負担金の精算に伴い返還金を支出するため，補正措置を講ずるものでございます。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に，第10款教育費中文教福祉委員会所管分について，和田学校施設課長。

○和田学校施設課長 それでは，御説明いたします。

第10款教育費，2項小学校費，3目小学校建設費でございますが，3,400万円を増額補正するものでございます。

内容でございますけれども，近年，児童が増加している笠原小学校の教室不足に対応するため，校舎の増築に向けて行います実施設計業務及び地質調査業務についての委託料でございます。

この笠原小学校につきましては，平成10年に県庁舎が完成し，それ以降児童数が徐々に増加している状況でございまして，平成21年ごろから仮設校舎を建設するなどの対応により必要な普通教室の確保に努めてまいりました。しかしながら，近年，笠原小学校近隣の宅地開発や住宅建設などが多数見受けられるようになりまして，学区内の児童数もさらに増加傾向となっております。これらの状況に対し，今回，普通教室5クラス分の増築校舎を整備するため，実施設計業務及び地質調査の業務を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に，報告第65号 専決処分について（水戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例）について，執行部から説明願います。

小山参事兼福祉総務課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 それでは，議案書①の33ページをお開き願います。

報告第65号 専決処分について御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき，水戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について，34ページの別紙のとおり令和元年7月30日付で専決処分をいたしましたので，同条第3項の規定により報告し，承認を求めるものでございます。

改正の内容につきましては，保健福祉部福祉総務課提出の参考資料により御説明いたします。

初めに，1の改正理由につきましては，災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律及び政令が8月1日から施行されることに鑑み，関係規定の整備を行うというものでございます。

2の改正内容につきましては，これらの法令の改正に合わせて，償還金の支払い猶予，償還免除の対象範囲の拡大，収入または資産の報告及び償還免除の特例等の規定を加えたものでございます。

条例の改正内容につきましては，2ページの新旧対照表で御説明いたします。

条例第15条第3項について網かけとなっておりますが，改正前は，「償還免除，一時償還，違約金及び償還金の支払猶予については，法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。」

を、改正後は、「償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項、第16条及び付則第2条第1項並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。」に改めたものでございます。

法令の改正内容につきましては、3ページをお開き願います。

参照条文を記載してございますが、法令の改正の実施につきましては、災害援護資金の貸し付けを受けた者が置かれている状況に鑑み、償還金の支払い猶予、償還免除の対象範囲の拡大、償還免除の特例等、必要な措置を講じられたものでございます。

1の法律改正の内容でございますが、(1)償還金の支払猶予につきましては、法第13条第1項において、災害やその他政令で定めたやむを得ない理由により、償還金の支払い猶予をすることができるという規定が新たに設けられたものでございます。また、その他政令で定めたやむを得ない理由につきましては、下段の政令第12条で、盗難、疾病、負傷などとしております。

次に、(2)償還免除の対象範囲の拡大につきましては、これまで償還免除の対象として、死亡または精神もしくは身体に著しい障害を受けた重度の障害の場合とされておりましたが、第14条第1項で、自己破産などの破産手続の開始の決定を受けたときについても償還免除の対象となると改正されたものでございます。

次に、(3)報告の義務につきましては、第16条第1項において、支払い猶予または償還免除の判断をするため、貸し付けを受けた者、またはその保証人の収入または資産の状況について報告、または官公署に対して文書の閲覧もしくは資料の提供を求めることができるという規定が新たに設けられたものでございます。

次に、(4)償還免除の特例につきましては、法第2条で、被災者生活再建支援法附則に規定する都道府県の基金に対する資金の拠出があった日、これは平成11年4月5日として、内閣総理大臣が告示する日である平成11年4月6日までの災害において、貸し付けを受けた者の収入及び資産の状況により、償還未済額の償還を免除することができるという特例措置が設けられ、本市では平成11年4月以前の被災者への貸し付けがあることから、今回の法令の改正に合わせて条例を改正したものでございます。

1ページに戻っていただきまして、3の施行期日につきましては、法令の施行日に合わせて令和元年8月1日としたものでございます。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 以上で、提出議案等についての説明は全て終了いたしました。

それでは、これより順次、質疑を行います。

初めに、議案第71号 水戸市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について質疑のある方、発言を願います。

木本委員。

○木本委員 消防団員に関する関係規定の整備ということなんですけれども、基本的に言葉の整理なのかなと思ってるんですけれども、一応この第4条の第1号が削除されたということで、こういった方々も今度はなれますよということですかね。これによる影響は何かあるんですかね。

○鈴木委員長 青木課長。

○青木消防救助課長 木本委員の御質問にお答えします。

成年被後見人の人権が尊重されたということですが、分団にとっては誰もが入団されるということになりました。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 それはこれを見ればわかるんですけれども、これによって、だから、いろんな方が入りやすくなったと思うんですけれども、それに合わせて、そちらでは何か考えていることはあるんですか。募集の仕方ですとか、広く公募の内容を変えるとか。

○鈴木委員長 青木課長。

○青木消防救助課長 御質問にお答えします。

どのような対応をするかですけれども、消防団関係者や協議に適正な審査、査定を策定いたしまして、消防団員として適性を欠く者については分限等の手続をして、対応してまいりたいと思います。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 そこに書いてあることを読んだと思いますけれども、特に変わらないということでしょうね。要は、言いたいことは、けれども、ぜひ、せっかくこういうふうに一応、対象になる人がふえるということ、どれだけこの対象になった人がいるかというのはそもそも聞かれませんが、広く募集して消防団員を確保、今、やっぱり団員をどう確保していくかというのが多分一番課題ですから、そこに、こういった内容を変えることによって、若干の影響かもしれませんが、ぜひこういったことも広く周知していただければと思います。

以上です。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

田口委員。

○田口委員 この消防団員は、非常に日ごろから水戸市民あるいは地域のことでいろんな治安上の活動をされているということで、非常に大変な職を受けている方々だというふうに思っているところでございますが、私も十四、五年前まではこの消防団、地元でやった経験があるわけですが、まずは成年被後見人及び被保佐人ということ、これはよく自分で判断できないとか、いろんなことにお世話にならずにちゃんならないということなんですけれども、まず、この成年被後見人並びに被保佐人ということについて、ちょっと説明願えますか。

○鈴木委員長 青木課長。

○青木消防救助課長 田口委員の御質問にお答えします。

まず、成年被後見人なんですけれども、成年被後見人とは、精神上の障害により判断する能力を欠く状態にある者で、被保佐人とは、同じく判断する能力を著しく十分に欠く者であると書いてあります。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 把握していれば、水戸市でこの成年被後見人及び被保佐人の数はわかりますか。ある程度把握していればね。担当が違うからあれかな、こっちな。

〔「数は消防ではわからない。わかっているのはこっちな。ただ、言えるかどうか。人数ぐらいは言えるでしょう」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 とりあえず、このような方がなってもいいですよということでしょう。その条例の改正ということなのかもしれませんが、非常に今、木本委員への答弁で、審査の基準というか、そういうのを策定するというようなお話がございましたが、いずれにしても、この団員というのは活動しなくちゃならないということなんだよね。判断能力とか、いろんな点がちょっと欠格しているというような状態というんですか、そういう場合においてはある程度の決め事といいますか、それをしなくちゃならないということが必要かと思うんですけれども、それをいつごろまでにやるという考えなのかということと、あとまた、確かに入団する団員の確保に大変御苦労されていると思うんですけれども、水戸はかなり高いような気がするんで、その充足率と、それからこれまでの団員の任命に当たってはどのような形で推薦、あるいは本部のほうでどのような形で任命されていたのかということのをちょっとお伺いしたい。

○鈴木委員長 青木課長。

○青木消防救助課長 御質問にお答えします。

基準については、審査票などを策定しまして、12月、関係機関とも協議いたしまして、早急にかかりたいと思います。

また、充足率なんですけど、8月現在、団の充足率は現在95%でございます。

それと、現在、任命なんですけれども、消防団の場合には班長以上の推薦によって消防団長が承諾し、消防団長が任命いたします。

以上です。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 そうすると各団、分団から入れかえがあるわけで、そういう中でそこから、団のほうから推薦を受けて、それでまたその上がった中で審査というか、そういう任命に当たっての話し合いをするということなんでしょうけれども、決定するわけなんでしょうけれども、この被保佐人、成年被後見人ということになると、どのような判断でどういう形ができるのかというのを判断するのが、非常に難しいのかなど。この団員の活動、生活事情。それについては組織内でやるのか、あるいはある程度そういう人間的な判断ができる人、活動に支障がないかを判断する専門家を含めて、こういう審査をするのかということ。非常にこれは難しい問題なのかなど。いずれにしても、団からの推薦ということがスタートになるわけなのか。それと、その判断をするのは、どのような形でのメンバーというか、有識者も含めてどんなことをやるのか、消防本部だけでやってしまうのかということのをちょっとお伺いしたい。

○鈴木委員長 青木課長。

○青木消防救助課長 これも推薦等に基づいて審査票を、各関係の各課と票をつくりまして審査を行います。また、分団長に面接等をしてもらい、その審査票、またはチェック票などで判断していただく。最終的には、団長、副団長、消防団のほうの幹部の方で話し合って進めてまいりたいと思います。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 そうすると、その場合、いろんな欠格条項というのの見直しを行ったということなので、なっただけということなんだけれども、大変これはありがたいことなんだけれども、果たして消防団員と

しての活動ができるかどうかという判断は、分団長会議やそのレベルでやって任命するわけですか。

○鈴木委員長 青木課長。

○青木消防救助課長 分団のほうの活動なんですけれども、多種多様な災害がございます。この中で分限という言葉がありますけれども、その中で活動中に分団員として適さない、または勤務状況が悪いという場合には、関係機関、それと消防団の幹部のところでは話し合って処理するというふうになっております。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 できればね、この活動に参加して、それで火災が起きた、あるいは水難事故が起きたというときに、現場活動のみなんですか、これ。現場活動以外にも消防団員というのがあるのかな。そういうことを踏まえると、それに対応できる人であればよろしいのかなという気がするんですけれども、いずれにしても、この団の活動は、地域にとってはその人たちに大変お世話になることが多いので、その辺は慎重に判断していきながら、任命していただければというふうに思います。

○鈴木委員長 よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 大変お疲れさまです。

今、木本委員、そして田口委員のほうからお話があって、今回の上位法の改正によって水戸市の条例を変更すると、こういうふうなことだというふうに理解しています。

ただ、今、田口委員のほうからも、また木本委員のほうからもお話がありましたように、これまで欠格条項がある方については非常に活動状況の中で危険を伴う、それから判断力を伴う、こういうことではないかというようなことで除外規定になっていたわけですね。それが今回の上位法の中で改正して、どなたも、そういう方も活動ができれば入れるよと、こういうことになったということで、これは分団の活動、門戸を広げる、それから人権を阻害するというようなことがない形になるわけですから、大変すばらしいことかなというふうに思っています。

ただ、仕事上は非常に危険を伴う、それからとっさの判断を伴う、こういうふうなことが求められる仕事であるというふうに思っていますので、入団に際しては今、課長のほうから御説明があったように、これは施行期日が12月14日ですから、これまではしっかり内規、また、今第三者機関の話もございました。消防内部だけでそういう判断をすることが果たしていいのかどうかと、こういうこともあるのかなと思っていますので、そういったところはしっかり精査をしていただいて、そして水戸市の消防団の中から事件、事故、そういったことが起きないように組織づくり、こういうことを含めてしっかり内規のほうを定めていただき、そして運用もしっかりしていただいて、分団の増強、そしてまた活動がしっかりできるように体制を整えていただきたい。いずれにしても、12月14日まで日にちがありますから、これから今、課長がおっしゃったように内部の検討会等も開いて、そして、この基準づくりについてはしっかりやっていただきたいなど。あんなっちゃったから、こういう事故が起きたということは許されない、そういう部署でもありますから、ぜひしっかりと検討していただきたいと、こういう意見だけ申し上げて終わりにします。

ありがとうございます。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、議案第71号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第76号 水戸市立見川小学校増改築工事請負契約の締結についてでございますが、議案第77号 水戸市立見川小学校増改築電気設備工事請負契約の締結について及び議案第78号 水戸市立見川小学校増改築機械設備（空調）工事請負契約の締結につきましても関連がございますので、議案の説明と同様に、これらの議案を一括して質疑を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、議案第76号、議案第77号及び議案第78号について、質疑のある方、発言を願います。

土田委員。

○土田委員 参考資料のほうで5ページ、1階平面図を見ますと、開放学級が2クラスの図面になっています。見川小学校の開放学級に登録している児童さんが現在でも117名いると聞いております。1学級40人定員とすると、2クラスだと80人で、2つでは足りないのではないかと思うんですけども、この辺はどういう考え方になっているのかを教えてください。

○袴塚委員 委員長、これ、契約案件だからね。だから、この間も言ったようにやっぱり新しい議員ができたときに、きちんと学校の設備の中身、これについて説明をしないから、今みたいな発言が出ちゃう。今回の案件は、委員長、これ契約案件なんで、この契約が果たして問題があるのかなのか、これをしっかり論議をする。今の話は、これは契約外なんで、この件については次の機会に聞いてもらうとか、その他があれば、その他で聞いてもらうとか、そういうふうな形にさせていただかないと、これまでの委員会の流れが変わってしまうので、しっかりと運営をしていただきたい。

○鈴木委員長 ただいま、袴塚委員からお話があったとおり、契約案件に限って質疑を受けたいと思いますので、また別の機会に土田委員、よろしく願いいたします。

○土田委員 はい。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 せっかく資料を請求させていただいたので、この資料をもとに質問させていただきたいというふうに思っています。

まさに契約案件でございますから、契約の中で、今回私が資料を請求した中に、予定価格のほかに失格基準価格、それから失格基準価格の内訳、こういうのがございます。これについてちょっとお伺いしたいんですが、失格基準価格というのはどういう価格なのか。それから、予定価格というのがあって、これに対して契約をしているんでありますけれども、これがどういうものなのかについてはおわかりですか。わかりませんか。わからなければ、わからないと言ってもらって結構です。これは契約検査課ではないので、そこは私も詰めたとは思っていないんです。ただ、おわかりでしたらば、皆さんに御説明をいただいたほうがよろしいのかなということですが、いかがですか。

〔「わかっておくべきですよ、出している以上」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 部外ですから、わかっている、なかなか説明しづらいのではないかとこのように思いますので、私のほうからちょっと説明させていただくと、現実の問題として、この直接工事費というのの積算単価があります。この予定価格の積算に対して、入札調書の中では総額になっちゃっているんですね、総額。総額が幾らですよということになって、それに対して落札金額が14億9,600万円だから、落札率が何%ですよと、こういう出し方になるわけです。この14億9千何百万円の中に、直工費と、それから、共通仮設費と現場管理費と一般管理費が入っていると。その積算が業者から出てきて、これに対して直工費が、ある業者は9億円ですよと、こういうふうになったときに、それに90%を掛けて、その掛ける75%未満のものを失格ですよと、こういうことになるわけです。これを足すと、約9億5,000万円ぐらいですよ。約9億5,000万円あれば、水戸市の失格基準価格は免れるわけですから、当然ながら約9億5,000万円あれば水戸市はこの工事はできるよねという判断をしているわけです。

一方、今回の入札の中身を見ると、予定価格が14億9,930万円、そして調査基準価格、これは12億2,670万円、この差異が約2億7,000万円である。さらに、調査基準価格とこの失格基準価格の差異でいくと約2億7,000万円ぐらいですね。このぐらいありますよと、こういうことであります。

私が言いたいのは、今、財政が非常に厳しいとかね、それから、学校のいわゆる改修工事をこれからしていかないと、2年間のうちに市長はやるんだと言っていますから、そういうような流れの中でやるということになると、これは予定価格の組み方というのをもう少し精査しないと、今落札率がほとんどが99%とか98%です。高値安定になっちゃったんですよ。高値安定になっているということは、水戸市が判断している約9億5,000万円できるということが、実はこれだけの差額があって落札されているということにもなるわけです、この考え方からすると。

したがって、今これからどんどんそういった工事費が出る、それから財調基金が少なくなる、こういう中で、今回のこの工事については結構でございますけれども、これからの予定価格の精査の仕方については、工事に関係している建設部等々とも十分御協議をいただいて、もう少しシビアな形をとるか、もしくはこれだけ差異があるとすれば、このほうが失格基準価格に問題があるのではないかと。そうですね、約9億5,000万円できるとするものが、約15億円ですから。そうすると、えっ、利益が5億5,000万円までいっちゃうわけという話になっちゃうんですよ。だから、そういうふうな考え方をすることがベターではないと思っていますよ。ただ、理屈上はそうっちゃうでしょう。そういうことを考えたときに、もう少しこの失格基準価格について考え方を改めるとか、それとも予定価格をもう少し精査して、もっとしっかりした価格にするのか、こういうことをやっていただかないと、これから、例えば、今お話がちょっと出た開放学級をふやすとか何とかという話が出ると、どんどんやっぱり学校の施設というのは改修していかなくちゃならない。こういうことがあるんで、この契約をもとにしっかりこれからも精査しながらやっていただきたい。回答は結構です。返事は結構ですが、そういうことを目指して、この工事に当たってはしっかりやっていただきたい。そのことだけ申し上げておきます。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第76号、議案第77号及び議案第78号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第80号 令和元年度水戸市一般会計補正予算（第4号）中第1表中歳出中第3款（民生費）及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分について質疑のある方、発言をお願いします。

土田委員。

○土田委員 笠原小学校のことですけれども、現在は何人の生徒さんがおられて、何クラスあるのかということと――、5クラス分ふやすということですよ。何年ごろに完成する目標なのか、御説明をお願いします。

○鈴木委員長 和田課長。

○和田学校施設課長 現在、笠原小学校のクラス数につきましては28クラスございます。人数は782名でございます。

今回、補正で上げさせていただきました設計を行いまして、5クラス分の整備を行うわけなんですけれども、こちらは来年度、再来年度の2カ年で工事を実施して、令和4年度の供用開始を目指して進めていきたいと考えております。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。ぜひ頑張って進めていきたいということです。ちょうど2年前に私も、田中議員が笠原小学校を取り上げていて、この当時は今後5年間は25クラスでいくんじゃないかと、だから大丈夫だという答弁をもらっていて、いや、ちょっと甘いんじゃないかと思っていて、素早くこういう案件を出していただいてありがたいと思います。頑張ってください。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

田口委員。

○田口委員 笠原小学校の増改築ということで3,400万円、地質の調査、設計ということでもありますけれども、今、土田委員からもありましたように非常にこの学校では、プレハブで生活していたというような感じで、非常に環境が悪いなというのは感じていたところなんで、今回の予算が計上されたのは大変うれしいことなんですけれども、この笠原小というのは現在は何クラスで、今後何クラス、どのぐらいの児童数がふえる予定になっていると見込んでいるのか。

○鈴木委員長 和田課長。

○和田学校施設課長 現在、先ほど申し上げたように782名おりますが、今後10年間の推計のほうを行いまして、ピーク時に1,000人以上に児童数がふえる見込みでございます。そのときのクラスが、今申し上げた28クラスあるんですけれども、そのうち仮設の校舎がございまして、こちらのほうの契約期間が間もなく切れるものですから、そちらの3クラスがマイナスになってしまいまして、さらにそこからクラスの増加ということで、33クラスがピーク時ということで、今のところ、推計上、試算しております。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 住宅事情、住宅環境の関係であの辺は、本会議でもありましたけれども、非常に人口がふえて

いる。若い世代がふえているということで、非常にこれから人口増が大きいところかなということを感じるんですけども、この笠原小は今学校の改築ということにつきましては、長寿命化という方向で進められていますよね。この笠原小というのは、増築の校舎は、いつごろ長寿命化をやる予定になっているんですか。

○鈴木委員長 和田課長。

○和田学校施設課長 予定でございますけれども、笠原小学校の長寿命化につきましては、現在令和8年度ぐらいに着手する予定で考えております。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 そうすると、ちょっと先になるわけですけども、新しい増築分は長寿命化とは全く別な意味での増築ということで、今度の長寿命化をやるときには、ここは別の部分だということで理解していいのですか。

○鈴木委員長 和田課長。

○和田学校施設課長 今回の増築校舎は別棟で建設いたしますので、既存の校舎につきましては、長寿命化の改良工事のほうで対応していきます。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 そうすると、長寿命化とこれが全く別ということになるので、その工事に際しても影響がないということで理解していいですよね。

それで、ここ、あとちょっとお聞きしたいのは、今、非常にこれからふえるということで、学校の入学に関しては笠原学区の近隣にも吉沢学区とかいろいろあるんでしょうけれども、今回の議会においては、笠原小に通いたいんですけども、クラスがいっぱいなので違う学校に行かれているというような質問とか、何かお話があった気がするんですけども、現実はどうなんですか。

もし、あれだったら、いいよ。

学校というのは、笠原小に行きたいんですけどもとか、どうのこうのじゃなくて、事情で近隣の小学校に児童が通うことができるということになっているんですよね。ここは笠原小に入学する児童数がかなり今後見込めるということで、こういう事業がスタートするということで理解していいのかな。

〔「はい、そのとおりで」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 田口委員、そのとおりということで、よろしいでしょうか。

○田口委員 はい。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 今回のプレハブ校舎をつくるということで補正が決まっているわけですけども、これ、校庭との影響、それから占有、このプレハブをつくることによって、これから児童がふえるよ、子どもがふえるんだよと、こういうことを言いながら校庭が縮小されると。これまでの経緯ではね、そういうことが見られたんですけども、今回の計画はどのようにになっているのか。それで、隣地に畑とか何かありますよね。そういう部分について、例えば今、令和8年度ピークと言ったのかな、そういうふうなことでいくと、当然ながらやっぱりこれから学校経営をロングランに考えていかなくちゃならないですよね。いまだに農振地区が

あったり、農用地があったり、それから空き地があったりと、こういうふうなことが見える吉沢小、笠原小、そして寿小、こういった学区については、これからも恐らく児童数の増、子どもの増加というのは見込まれる地域だというふうに思っているんです。

そういったものを総合的に考えたときに、1つは学区編成という、そういう考え方がありますよね、1つはね。もう一つは、いわゆる3つの小学校を強化して、人数を増強して、そして将来の減少に備えようと、こういうこともあるのかもわかりません。

いずれにしても、そういう判断の中で今回の増築工事ということが選ばれたんだろうというふうに思うんですが、この辺の考え方について、将来予測も含めて何かおありになるようなことがあるのか、ということについてはわかりますか。わからなければ、従来のことでも結構ですけれども、予算を認めないわけじゃないですから、予算を認めさせていただきますが、実際にプレハブ校舎をつくるというときには何らかの予測があって、そして将来計画があって、そして今回これだよと言うのが僕は本来の姿だと思っているんですよ。本来そういう御説明があつてうれしかったなあと思っているんですけども、いや、補正でプレハブの建築の案件だからということであれば、認めるのは認めますけれども、後ほどそういうことも含めてしっかりフォローしていただく。こういうことをしていただきたいな。要は、心配しているのは、プレハブを今回つくって、もう間に合うのかということですよ。また、校舎の増築やるのかということになると、当然ながら運動場も狭くなるし、そういった弊害も出ちゃうんじゃないですか。その辺についても、長期的に考えていただかないとまずいんじゃないですかということだけを言いたいわけ。これについて何かあれば。なければ結構ですけれども。

○鈴木委員長 先ほどの校庭との共有について、お答え何か。和田課長。

○和田学校施設課長 今回、設計を行います増築校舎につきましては、プレハブといいますか、本設で実施いたします。こちらは今回5クラスを整備するわけなんですけれども、先ほど申し上げたとおり、推計上かなり児童数がふえる見込みがあるということで、今後も引き続き推計の状況を見ながら、さらにふえる場合の対応のほうを行っていきたいと考えているんですけども、御指摘のとおり今回の建設場所だけでなく、また新たなところになりますと、グラウンドのほうにというふうな考え方になります。児童の環境の影響もございますので、御指摘の内容のほうを今後も十分検討しながら進めていきたいというふうに考えております。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 令和8年ぐらいをピークに、さっき1,000人ぐらいふえると、そういうお話でしたよね。そうすると、結果的にはやっぱり令和8年に長寿命化するよと、こういうことになったときに、長寿命化も含めた中で学校の配置をどうするのかと、こういうことも必要なんで、ぜひその辺も含めて検討していただければというふうに思いますんで、よろしく願います。

〔「1,000人じゃなくて、200人ふえて1,000人ぐらいになる」

と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員 なるほど、ごめんなさい。じゃあ、200人ふえるということは、30人学級としても7クラスか、8クラスになるわけだね。すみません。そういうことで、訂正させていただくのでよろしく願います。

ます。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

木本委員。

○木本委員 民生費の児童福祉費と、あと生活保護費。これの制度の確認だけしたいんですけども、誰に聞けばいい。制度の確認だけしたいんですけども、これは歳出で児童福祉総務費が5,834万4,000円と、生活保護総務費が2億2,320万6,000円、これは、基本的に償還金ということでもよろしいですかね。確認ですけれども、制度上なり、今の時期にこれを返すの。そこら辺を教えてくださいたいんですけども。

○鈴木委員長 平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの木本委員の御質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、障害児の施設給付費の負担金でございまして、予算に対しまして支出が少なかったために差額が生じたものでございます。総額の2分の1の交付金をいただいておりますので、その差額を返還するものでございます。これにつきましては、年度明けと今からの時期に平成30年度分を精算いたしまして、31年度中に返還するものでございます。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 なるほど、昨年度分の決算が確定したから、その分を今の時期に返すということ。今言った児童福祉総務費はわかったけど、生活保護総務費は、これは何のあれですか。これも保護費か何かの浮いた部分。

○鈴木委員長 櫻井課長。

○櫻井生活福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

生活保護総務費の補正につきましては、扶助費についての戻し分になります。昨年度、当初の見込みよりも扶助費のほうが少ないということで、その国庫負担分を戻すものでございます。

○木本委員 そうですね、はい、わかりました。

○鈴木委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第80号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第65号 専決処分について（水戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例）について質疑のある方、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ご覧ですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、報告第65号についての質疑を終わらせていただきます。

以上で、提出議案等についての質疑は全て終了いたしました。

それでは、本日の委員会は、この程度をもって散会したいと思います。

なお、明日の委員会は午前10時に開会したいと思いますので、よろしく願いいたします。
それでは、以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。
御苦労さまでございました。

午前11時 3分 散会